---

愛知県江蘇省サポートデスク　メールマガジン　2026　vol.7

「中国における税務行政処罰基準の全国統一と社会保険管理の最新動向」

---

2026 年 9 月 28 日、国家税務総局は「全国税務行政処罰裁量基準（2026 年版）」（国家税務総局公告 2026 年第 20 号）を公布しました。本基準は 2026 年 11 月 1 日から施行され、これまで地域ごとに設けられていた税務行政処罰の判断基準が全国で統一されます。
また、最近では一部地域において、外国人の工作許可（就労許可）の更新手続きに際し、社会保険の納付状況を確認する動きも見られます。今回はこれらの制度改正と実務動向についてご紹介します。

今回の基準では、税務登記、納税申告、脱税、発票管理、社会保険料の徴収管理など、幅広い違反行為について、処罰の適用条件や具体的な基準が定められました。
今回の改正は、新たな罰則を創設するものではなく、従来の処罰基準を全国で統一し、行政当局の裁量を明確化するものです。

このうち、社会保険料の未納・過少納付については、未納額や未納割合に応じた罰金の適用基準が定められています。
中国の社会保険法第 86 条では、社会保険料を期限どおりに納付しなかった場合、未納日から日額 0.05％の延滞金が加算され、さらに当局から指定された期限内に納付しなかった場合には、未納額の 1～3 倍の罰金が科されることが従来から規定されています。
今回の基準は、この罰金について、未納額や未納割合に応じた判断基準を具体化したものです。

一方、最近の実務では、深圳市において、外国人の工作許可の更新手続きに際し、社会保険の納付証明書の提出を求められる事例が見られます。現時点では、全国一律に同様の取扱いが導入されたことは確認されていませんが、外国人の就労管理においても社会保険の加入・納付状況が確認される場面がある点には注意が必要です。中国では、外国人就労者についても原則として社会保険への加入義務があるため、各企業において加入状況を確認しておくことが重要です。

今回の行政処罰基準の統一と深圳市での実務動向は、それぞれ異なる制度に関するものですが、いずれも企業のコンプライアンス管理に関係する動きといえます。現地法人においては、従業員の社会保険加入状況や納付基数の適正性、外国人駐在員の加入状況などを改めて確認しておくことが望まれます。特に、外国人駐在員の工作許可更新を予定している企業では、現地当局の運用状況を確認し、手続きに支障が生じないよう準備を進めることが重要です。

---

　私たち愛知県江蘇省サポートデスクでは、現地で事業展開をされている愛知県企業の皆さまにとって有益な情報をお届けするとともに、企業同士のつながりや情報交換の機会を広げていけるよう努めてまいります。今後も、皆さまの課題や関心に寄り添った情報提供や交流の場づくりを進めてまいりますので、ぜひご活用いただければ幸いです。